

政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により公表する。

令和 7 年 8 月 26 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約する事項

(1) 役務の名称

富山県埋蔵文化財センター国営農地整備事業予定地（富山市水橋小出ほか）試掘調査業務

(2) 役務の内容

水橋小出遺跡ほかの埋蔵文化財試掘調査作業

- 試掘面積 約 2.9ha

(3) 役務の提供を受ける期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日（実働 7 日間以内）

2 契約の相手方の選定の基準

- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。
- 富山県内に所在すること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積り競争を行い、予算の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合（役務を提供できる施設が 1 施設のみであった場合も含む）は、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 その他